第2号様式（別添2関係）

**連結車両総重量及び牽引重量計算書**

1.　連結車両総重量（GCW）

（1）次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。

$$・GCW\leqq 164.51×kW｛121×PS｝-1900$$

$$・GCW\leqq 4×Wd$$

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| kW｛PS｝ | ：牽引自動車の原動機の最高出力※1 |  | kW｛PS｝ |
| Wd | ：牽引自動車の駆動軸重※2 |  | kg |
| GCW | ：連結車両総重量※3 |  | kg |

※1　諸元表等の値をいう。

※2　積車時（第五輪荷重を負荷した状態）における軸重をいう。

※3　10kg未満を切り捨てた値とする。

（2）最高速度が（「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和6年10月2日付け国自基第90号国自整第150号国自技環第103号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度）60km/h以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量50t以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。）にあっては、（1）にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。

$$・GCW\leqq (263.77×kW\left\{194×PS\right\}-3040)×\frac{50}{Vmax}$$

$$・GCW\leqq \frac{0.9×Q×r}{R×(0.125+0.01)×9.80665}$$

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| kW｛PS｝ | ：牽引自動車の原動機の最高出力※1 |  | kW｛PS｝ |
| Vmax | ：牽引自動車の最高速度（1km/h未満は切捨てるものとし、また、「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和6年10月2日付け国自基第90号国自整第150号国自技環第103号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度とする。）※1 |  | km/h |
| Q | ：牽引自動車の原動機の最大トルク※1 |  | N･m |
| r | ：牽引自動車の最低変速段における全減速比※1 |  |  |
| R | ：牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあってはその値）※1 |  | m |
| GCW | ：連結車両総重量※2 |  | kg |

※1　諸元表等の値をいう。

※2　10kg未満を切り捨てた値とする。

2.　牽引重量（TC）

次の算式により牽引重量（TC）を算出するものとする。

$$・TC=GCW-（W-P）$$

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| W | ：牽引自動車の車両総重量 |  | kg |
| P | ：牽引自動車の第五輪荷重 |  | kg |
| TC | ：牽引自動車の牽引重量 |  | kg |